

## 県立勤労者福祉施設の在り方検討に係る専門委員会運営要領

### (目的)

第1 この要領は、県立勤労者福祉施設の今後の在り方について調査するため、長野県労働問題審議会条例（昭和31年長野県条例第64号）第7条第1項の規定により任命された専門委員で構成する専門委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集)

第2 専門委員会は、長野県労働問題審議会会長が招集する。

### (委員長)

第3 専門委員会には委員長を置き、専門委員が互選する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した専門委員が、その職務を代理する。

3 委員長は、会議の議長となる。

### (報告)

第4 委員長は、長野県労働問題審議会会長に対し、書面をもって調査結果の報告を行う。

### (補則)

第5 この要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員が協議して定める。

### 附 則

この要領は、平成22年7月13日から施行する。